

令和4年7月改訂

学校いじめ防止基本方針

尼崎市立難波の梅小学校

1 目的

いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止対策基本方針を参照し、基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童に対する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 定義

この方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

○詳述

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして

確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童本人の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」等を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には他意なく行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- * 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- * 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- * ひどくぶつかれたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

5 いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

6 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所（尼崎こども家庭センター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切且つ迅速にこれを対処する責務を有する。

7 学校におけるいじめの防止

学校では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○具体的対策

(1) 道徳教育の年間指導計画の作成

- ①全ての教科において、横断的な年間計画を作成し取り組んでいく。
- ②各学年等の発達段階に応じて、道徳目標を設定し取り組んでいく。
- ③各学年の発達に応じた系統的な計画を作成し取り組んでいく。

(2) 体験活動の充実

児童会活動を中心としたボランティア活動（地域清掃等）を計画推進。

学校では、いじめを防止するため、在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって在籍する児童が自主的に行うものに対する支援、在籍する児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。また、学校の基本方針についての説明や意見交換をする場を設ける等により児童、保護者、地域住民が確実に関わる仕組みを構築する。

○具体的対策

(1) 保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取組

- ①健全育成協議会の取組。
- ②オープンスクールの実施。
- ③生徒指導協議会での情報交換と連携。
- ④地域協議会との情報交換と連携

(2) 児童の自主的活動への支援

- ①児童会活動の推進・支援。
- ②行事（体育大会・校外学習・修学旅行等）への取組の推進・支援。

(3) 啓発活動

- ①教育講演会の開催
- ②ホームページ・学校便り・学年便り等を活用した取組。
- ③PTA の啓発誌の発行。

8 いじめの早期発見のための措置

学校は、いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

○具体的対策

- ①教育相談を行う。
- ②記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど児童が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。（毎学期1回）
- ③朝の挨拶運動での児童観察。
- ④家庭訪問や電話等での保護者との情報交換。

学校は、児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

○具体的対策

- ①定期懇談会の実施。
- ②教育相談の実施。
- ③PTA と教職員の教育相談会の実施。

学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

9 教職員の資質の向上

学校は、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図り、いじめの防止のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

○具体的対策

- ①年2回、いじめ防止・対策についての研修を行う。
- ②教職員は長期休業中の自主研修に参加する。
- ③SCを講師とした研修を行う。

10 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は児童及びその保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。また、情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

○具体的対策

- ①道徳の学習における取組。
- ②警察（サイバー犯罪課）との連携。児童・保護者向けの講演を行う。

11 いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策委員会）

学校はいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置く。いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い組織にする。

○具体的対策

組織編成（校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・各学年・SC・SSW・家庭児童相談員・保健士）

○詳述

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- * 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。

- * いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- * いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- * いじめの疑いに係る情報があった時にはいじめ防止対策委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。などが想定される。

この組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全てこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、幼稚園等と小学校間や小・中・高校間の連携による配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生徒指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。

また、この組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校が定め取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

1.2 いじめに関する措置

学校の教職員は、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

学校は、児童や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また、学校だけでは困難な事案について、SSW 等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

学校は、必要があると認めるときには、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

学校は、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所管警察と連携してこれに対処するものとし、在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所管警察署に通報し、適切に、援助を求める。

上記各項における具体的取組については、別紙マニュアルに記載する。

(例)

- ①連絡・相談経路や窓口。（教育相談、外部との連携、定期的アンケート、TEL、等）
- ②教育委員会との連携・報告（いじめ報告、生徒指導協議会、福祉事務所、等）
- ③教職員の指導体制（報告・連絡・相談の組織づくり、適切な懲戒、SC や SSW との連携、保護者への説明・懇談の方法、支援や助言の方法、等）
- ④いじめられた児童やいじめた児童への指導体制（別室指導体制、学習支援方法、柔軟なクラス編成、施設・環境整備、等）
- ⑤保護者対応（事案の詳細な調査と報告、客観的事実の報告、丁寧な支援・指導・助言の提案と協力要請、等）
- ⑥関係機関との連携（事案の実態に沿った関係機関との連携、警察、福祉、病院、等）

1 3 重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会または学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一、いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- 二、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を教育委員会から得る。

○詳述

(1) 重大事態の意味について

①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- * 児童が自殺を企図した場合
 - * 身体に重大な傷害を負った場合
 - * 金品等に重大な被害を被った場合
 - * 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断より、迅速に調査に着手することが必要である。

③また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の主旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかの判断については、教育委員会が行い、その指示に従う。

学校が、調査主体となった場合は、教育委員会からの必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

なお、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、教育委員会や学校の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、教育委員会又は学校の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

(4) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、教育委員会へ報告し、教育委員会の判断により調査主体が学校であると認められた場合は、速やかに、学校の下に当該重大事態に係る調査を行うための組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努め

る。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

(5) 事実関係を明確にするための調査とは

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んで行く。

① いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。

② いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り等を行う。

(6) 調査結果の提供

学校は、いじめを受けた児童やその他保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調

査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置は必要であることを留意する。

(7) 調査結果の報告

学校は、調査結果については、市長に報告する。

14 学校評価における留意事項

取組状況等を学校評価の項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。

学校評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適切に評価が行われるようにする。